

広島県告示第千九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十二年一月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|---------|---|---------------|
| 県道粟根神辺線 | 福山市神辺町大字川南字一ノ丁一七六番九地先から福山市神辺町大字川南字一ノ丁一八五番地先まで | 平成二十一年十二月二十四日 |